豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

令和元年7月

くみあい ニュース

第16号

◆ ご挨拶

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新元号にかわり2ヶ月がたちましたが、事業地区内は様々な建築工事が始まって大きく姿を変えようとしています。四郷駅前の戸建住宅は5月から既に入居が始まっており、今後も続々と建物が完成し新しい入居者が増えていきます。現在建築中のマンションもモデルルームができて販売を開始していますが、売れ行きは好調のようです。豊田信用金庫、斉藤病院、リサイクルセンター、消防団詰所など住宅以外の建築工事も着々と進められています。このような事業の進捗を目の当たりにして、街の成熟を日々感じることができ非常にうれしく思っています。

まだまだ解決すべき課題は残されていますが、様々な方々の協力を得ながらひとつずつ着実に取組んでいきたいと思います。

工事に伴う交通規制など皆さんにまだまだご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、引き続きご協力の程よろしくお願いします。

理事長 梅村 利幸

ー今後の予定ー

7月 6日(土)第14回総代会

7月23日(火)第103回三役会

7月30日(火)第60回役員会

8月20日(火)第104回三役会

8月27日(火)第61回役員会

9月 三役会(1回)

役員会(1回)



◆ 豊田市議会新人議員の視察

令和元年5月23日(木)に今回豊田市 議会議員に初当選した13名の方々が当組 合に視察に来られました。

豊田市区画整理支援課川上担当長から 豊田市の区画整理事業全般の説明、業務 代行者の岩本プロジェクトリーダーから 四郷の区画整理事業の事業概要を説明し た後、活発な質議応答が行われました。

新人議員の方々にも業務代行方式で 行っている四郷の事業特性を良く知って いただけたと思います。



◆ 豊田加茂建設事務所への訪問

令和元年6月4日(火)に当組合の梅村理 事長、杉浦副理事長、福岡副理事長と業務代 行者、組合事務局が今年の4月1日から赴任 されている愛知県豊田加茂建設事務所の道浦 所長を訪問しました。訪問には鈴木雅博愛知 県議会議員と杉浦弘髙豊田市議会議員にも同 行していただきました。

これまで前倒しで公管金を交付していただいた御礼と国道419号線及び与茂田交差点暫定右折レーンの早期整備を改めてお願いしてきました。



◆ 地区の空撮

令和元年6月14日に撮影したものです。



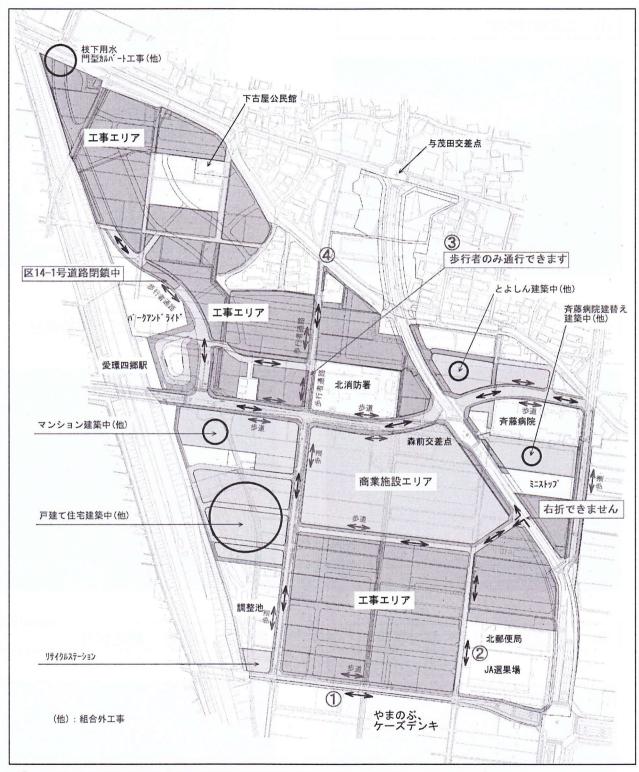
四郷駅前を西側から撮影



南側から地区全体を撮影

◆ 工事による道路の規制等

現在の工事による道路の規制等についてお知らせします。



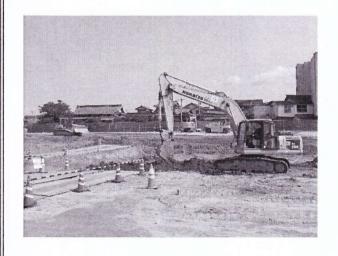
- ① 市道四郷農協線は将来の道路形状で通行できるようになりましたが、まだ工事が残っているので、着工する時には今後規制をかけます。
- ② 市道(上原森前線)は通行できるようになりましたが、工事により規制を行います。
- ③ 市道(井尻森前線)の消防署西側部分は、歩行者のみ通行できます。
- ④ 市道(井尻森前線)及び枝下用水沿いにおいて、道路工事のため規制を行います。 ご迷惑をお掛けいたしますが、引続きご協力をお願いいたします。

◆ 現在の工事の状況

① 北工区沈砂池



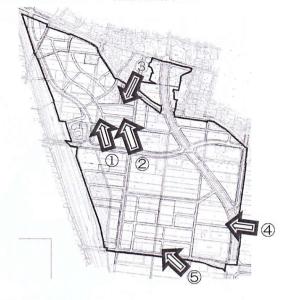
② 12街区、13街区 整地状况



④ 区画道路6-28号 舗装状況



-撮影個所-



③ 12街区、13街区 整地状况



⑤ 31-1街区 整地状況



◆ 地区内の建築工事について

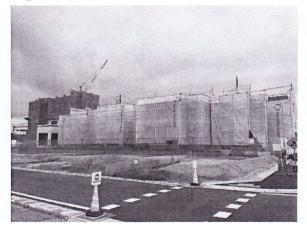
①四郷駅前マンション



14階建のマンションは9階まで立ち上がってきました。



②戸建住宅



戸建住宅の建築もかなり進んできました。5月から入居が始まっています。

④豊田信用金庫



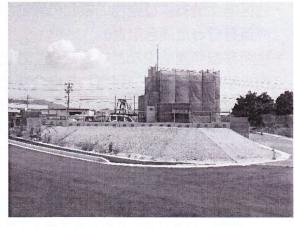
9月17日オープンに向けて工事は着々と進んでいます。

③リサイクルステーション



リサイクルステーションは7月1日に オープンします。

⑤消防団詰所



消防団詰所の工事も建物の形が見え てきました。8月には完成予定です。

◆ 新しく地区内に入居される方の住所表記について

既に新しく地区内に転入されてきた方々もいますが、換地処分の公告があるまで新しい地番はできません。換地処分はまだ数年先の予定なのでそれまでの間の住民票の住所は底地の地番(仮換地又は保留地がある場所の現在の地番)を使用します。

郵便物は住所変更届を出す時に底地の地番と仮換地の街区 番号及び画地番号を併記して届出を行うようにするとのこと です。

詳細につきましては豊田市市民課(160565-34-6768)、豊田北郵便局(160565-44-1692)までお問い合わせ下さい。



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積(5トン以上)を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」(土地区画整理法第76条第1項の申請)を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動を生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- ・地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合(例:相続の発生、土地・建物の 売買を行った場合など)
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合

(例:引越しなどで転居された場合など)

令和 元年 7月 1日 第16号

発行:豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所:住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者:理事長 梅村 利幸 編集責任者:滝野 真道(事務局長)